

平成 30 年 2 月 7 日
東 北 電 力 株 式 会 社

女川および東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

当社は、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）および東通原子力発電所（青森県下北郡東通村）における、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を、平成 29 年 12 月 1 日、原子力規制委員会へ行いました。

昨日、女川および東通原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更について、原子力規制委員会より認可をいただきましたのでお知らせいたします。

今回の変更認可申請において反映した主な内容は以下のとおりです。

1. 当社における組織整備に伴う変更

発電所を安全に運転・管理していくために必要な組織を体系化した「保安に関する組織」等の記載内容を変更する。

具体的には、当社が平成 30 年 4 月から導入するカンパニー制に伴う組織整備の一環として、これまでの「火力原子力本部」を再編し、新たに「原子力本部」を設置することから、記載内容を変更するもの。

以 上